

第七十五号議案

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表事業開始資金の項中「三、四七〇、〇〇〇円」を「三、五八〇、〇〇〇円」に改め、同表事業継続資金の項中「一、七四〇、〇〇〇円」を「一、七九〇、〇〇〇円」に改め、同表就職支度資金の項中「一〇五、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同表生活資金の項中「一〇八、〇〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に改め、同表結婚資金の項中「三二〇、〇〇〇円」を「三三〇、〇〇〇円」に改め、同表就学支度資金の項中「大学若しくは」を「大学、大学院若しくは」に、「四二〇、〇〇〇円、国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学院へ入学する場合にあつては三八〇、〇〇〇円」を「四三〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例別表の規定は、令和七年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（提案理由）

女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、事業開始資金等の貸付限度額を引き上げる必要がある。